

BTMU

CHINA WEEKLY

EXPERT VIEW: ストライキと不可抗力

近時、日系を含む外商投資企業において、ストライキが発生し、部品を購入しているセットメーカーの操業も停止した等の報道がなされました。一旦ストライキが生じ、これにより取引先に対して約定どおりに製品の納入等ができない場合に、会社がどのような責任を負うのかという問題も決して無視することができない重要な問題となっています。

今回は、ストライキが生じ、製品納期を遵守することができない場合における責任にかかわる留意点及びその前提としての中国における争議権の法的保障の有無等について検討したいと思います。

Q: 当社は、広東省に設立された日系の独資会社で、自動車部品を製造しています。日系の1次部品メーカーが主要な顧客なのですが、中国資本の完成車メーカーの部品調達商社とも取引があります。

近時、外商投資企業のストライキが広東省に限らず各地で発生しており、幸いに、当社は現在までストライキ等は発生していないものの、将来、どのようなきっかけでストライキ等が生ずるか予想ができない状況です。ストライキ等の発生防止に努め、当社の工会(労働組合)と頻繁に意見交換をする一方、ひとたびストライキ等が発生した場合の取引上の影響も気になることです。当社は、基本的に、顧客が提示した「取引基本契約」を締結し、個別の取引は、各顧客所定の受発注書のやり取りで処理しています。「取引基本契約」中の不可抗力条項中に不可抗力事由として「ストライキ」が規定されている契約もあるのですが、多くはこのような定めがない状況です。

実際に当社にストライキが生じ、部品の納品遅れによってセットメーカーが操業停止となった場合に、当社がセットメーカーの操業停止により生じた損害の全ての賠償責任を負うのであれば、もはや経営が成り立ちません。そもそも、ストライキ等による製品の納期遅れ等は、不可抗力事由又はその他の免責事由として当社は契約上の責任を免責されるのでしょうか？また、仮に責任が免責されないのであれば、取引基本契約において、ストライキを不可抗力事由として明記し、対応したいと考えていますが、こうした契約の規定は、有効でしょうか？

A: 後述するように、中国の法律は、ストライキ等の争議権について、これを保障する定めを設けていません。しかし、このことから、法律上当然に全ての争議行為が違法であると断ずることは、一定の疑義があります。また、ストライキを原因として、企業(使用者)が取引先との契約を適正に履行することができず、債務不履行責任が生じた場合に、これが不可抗力その他の法的原因による責任免除の理由となるかどうかについても、単に、争議行為が違法であるかどうかという判断のみにより結論づけられるものではないと考えるのが合理的です。ただし、ストライキの不可抗力を論ずるに際しては、ストライキが中国の法による保護を受けるのか否かが、使用者にストライキ発生に関する取引上負うべき責任があるかどうかを論ずる前提として、重要な基礎となると考えられます。

結論からいうと、中国においては適法な争議行為と判断される団体行動は極めて限定された範囲でしか認められないものと思われ、また、一般的には争議行為の法的正当性を基礎に議論される使用者の契約上の債務不履行責任の免除についてもこれが妥当する範囲は極めて限定された範囲となると考えられます。各人各様の考えがある議論だと思われ、確実な回答が困難なのですが、仮に取引契約においてストライキを不可抗力事由として明記したとしても、このような当事者の合意も絶対的なものではなく、公平の原則、信義誠実(誠実信用)の原則、公序良俗の原則等の契約の一般法理によりその有効性が判断され、この観

点から考えると、個人的には、単に不可抗力事由の1つとしてストライキが明記されたことのみをもって常に債務者の債務不履行責任が免除されるのか疑問です。契約技術としては、ストライキ等の争議行為を不可抗力事由として明記することは重要だと考えますが、当事者間の免責合意の合理性を基礎づける事由(例えば、使用者(債務者)が合理的に取りうる対応を講じたにもかかわらずストライキが終息しなかった等)を更に規定する等の条項上の工夫を検討することも必要ではないかと思います。

中国における労働争議の法的位置づけ、及びこれにより債務不履行が生じた場合の議論は一定の整理をしておいた方がよさそうです。以下、検討します。

1 中国におけるストライキの法的扱い

(1) ストライキの自由権が削除された歴史的経緯

中国において、ストライキ権(罢工権)についていえば、憲法上にこれを保障する定めはなく、また、下位の法律その他の法源中にも、保障を定める規定は見当たりません。

中国の1975年憲法及び1978年憲法においては「ストライキの自由」が公民の権利として定められていました。その後1982年憲法においては「ストライキの自由」の権利が削除されました。その理由は、「1975年憲法に定められた『ストライキの自由』は極左思想の産物であり、わが国の具体的な状況に適合しない。わが国の企業は人民に属し・・・ストライキ後に生産を停止することは労働者階級を含む全体人民の利益の一種の破壊である。ある者は官僚主義に対する懲罰であるという。しかし、これは間違いである。官僚主義に対する方法は、正常なルート、即ち、検挙、告発、告訴等を通じて解決することができ、ストライキという方法による必要はない。また、わが国の国営企業の従業員は企業管理に参加する権利を有し、集団経済組織の労働者全体は更に管理者を選挙・罷免する権利を有しており、ストライキという方法により官僚主義に対抗する必要がなぜにあるのか？」という著名な法学者の意見に代表されるように、教条的な理由にあったようです。

(2) 現代労働法制における労使構造

1982年以降、国営企業のメカニズム転換が実行され、その所有と経営が分離され、国営企業は国有企業となりました。また、現代型企業転換が実行され、国有企業は資本を通じた所有制会社にその類型が変更されました。更に、「労働法」が1995年から施行され、労働契約制度、即ち、使用者と労働者との労働関係が双方の権利義務に関する合意によって形成される制度が実行されるに至り、労使の関係は、国営企業時代の「労働者階級と国家(国営企業)の利益は根本的に一致する」という関係から、労働契約を通じた労働力の提供とその対価たる報酬の支払の契約関係に大きく変化しました。

(3) 中国における争議権の保障

争議権を憲法その他の法律において規定しない中国において、実際に発生したストライキの法的正当性を論ずることは、極めて困難であるといえます。

更に、中国の工会(労働組合)は、「労使対等の理念に基づく団体交渉のための団結及び団体行動」の面の機能、任務を有するといえたとしても、その法的な根本目的は、「工会の国家政治、経済及び社会生活における地位を保障し、工会の権利及び義務を確定し、工会が社会主義現代化建設事業中の作用を発揮する」こととされ、更に、工会の企業における主要任務が、「行政が法により管理権限を行使することを支持し、従業員を組織して民主的管理及び民主的監督に参加させ、その企業運営面において協議制度を確立し、従業員の適法な權益を保障し、従業員の積極性を結集し、企業及び事業の発展を促進する」こととされている以上、工会を企業と対等の緊張関係を有する当事者と位置づけ、工会による団体交渉を保障する手段として争議権を位置づけることも法的な安定感を欠きます。

上記の工会の根本目的及び主要な機能及び任務並びに工会自体が争議権を行使することがないことを前提に、「工会法」第27条は、「企業及び事業単位に生産停止、怠業(スローダウン)事件が生じた場合には、工会は、従業員を代表して企業及び事業単位又は関係する各方面と協議し、従業員の意見及び要求を反映し、かつ、解決意見を提出しなければならない。従業員の合理的な要求については、企業及び事業単位は、これを解決しなければならない。工会は、企業及び事業単位に協力して業務をよりよく行い、できる限り早期に生産及び業務秩序を回復しなければならない。」と定めています(なお、この規定をもって、中国では生産停止、怠業等の労働争議行為を認めていると解釈する論者もありますが、争議行為が契約違反等の法的責任を形式的に生じさせ、争議権の法的保障がその違法性を阻却する正当事由となるという一般的な考え方から考えると、このような解釈が適当か疑問です。)。中国の現行法は、上記の「工会法」第27条の範囲、即ち、①工会が前記の根本目的及び機能・任務を有することから、工会による生産停止、怠業(スローダウン)等の争議行為を予定せず、②未組織労働者集団(争議団)による争議行為については、企業は、従業員の合理的な要求についてこれを解決する義務を負うという範囲で規定するのみです。では、企

業が解決義務を負う「従業員の合理的な要求」とはどのような要求でしょうか？この点について、中国の法は沈黙しています。即ち、本来、争議行為の正当性は、争議権行使の主体、目的、開始時期（ストライキを実施する過程）、その態様・手段等の各要素を慎重に検討し、その法的正当性を判断すべきであるにもかかわらず、法がこれらの基準を示しておらず、争議行為を正当化し、その違法性を阻却すべき積極的な法理の具体化が要請される場面において、「合理性」という条理又は公序に逃げ込んでしまっているような状況です。

2 ストライキと使用者の取引先に対する債務不履行責任

ストライキにより企業の生産経営が停止し、結果として、企業の取引先に製品を納入することができなくなった場合には、企業に契約上の債務不履行が生じます。近時の中国における日系企業でのストライキにおいても、その取引先であるセットメーカーの操業も停止して巨額の損害が生じたことが報じられました。この場合に、ストライキが発生した企業は取引先に対して契約上の不履行責任、例えば上記の損害の賠償責任を負うのでしょうか？

後述するように、弊所において検索することができた裁判例において、労働者のストライキによる契約の不履行が不可抗力として免責されるかどうかを直接判断するものは見当たりません。いくつかの識者の論考はあるのですが、基本的に、社会全体にわたるボイコット等は不可抗力となりえ、企業の法的責任は免除されるとするものの、個別企業の事情による個別企業内の労働争議は不可抗力に該当しないとの理解があります。中国の民商法の著名な学者（中国人民大学教授）である叶林の論考で、上記の論点が比較的詳細に記載されているのでその部分を以下紹介します。

「不可抗力は、必ず行為者の外部から生じたものでなければならない。自然現象の外部性は用意に認定されるが、社会現象の外部性の認定は常に困難を伴う。不可抗力の外部性は、行為者の自己の行為と他人又は社会の行為との間の限界を明確にする必要がある。自己の行為は外部性を有さず、これを不可抗力とすることができない。ただし、作家が病気のため執筆が遅れ、出版社への原稿提出が遅れた場合、従業員が賃金・福利待遇を理由としてストライキを実行した場合、公衆が政府の私人の外貨の強制兌換政策に対して不満を有し社会的な騒動が生じた場合等について、これらが不可抗力となるかどうかには学界において異なる視点がある。実務上裁判官は生活上の条理に助けを借りて適正な判断を行うことができる。作家の病気の原因は複雑であり、作家が積極的に病気になり出稿を遅らせた場合には生活上の条理に反するといわざるをえない。企業の従業員のストライキが雇用条件に対する不満により生じた場合には、内部の労使の協議により解決することができ、これを不可抗力とすることはできない。ただし、地区、業界又は社会的なストライキであり企業の内部の協議を通じて解決することができない場合は、不可抗力とすることが望まれる。債務者は、多くの供給商を手配し、供給の安定を保持すべきであり、ある供給商が貨物供給を拒絶した場合を直ちに不可抗力とすることはできない。このように、不可抗力の外部性は、一定の主観性を有し、生活経験を総合的に斟酌して判断すべきである。」

上記論評は、特別なことを説明するものではないのですが、少なくとも、論者において、企業の賃金・福利待遇を理由とするストライキは、契約履行の観点から不可抗力には該当しない、即ち、契約上の違約責任（不履行により生じた損害の賠償責任）を負うと考えています。

3 不可抗力に関する裁判例

裁判例中、広州市中級人民法院の2009年12月11日判決（穗中法民五終字第3641号）において、建物の立退きに関係する事項が不可抗力に該当するかどうか争われ、その部分の判示内容が、不可抗力に関する裁判所の考え方を比較的分かりやすく記載しているので、以下に紹介します。

「法律の規定により、当事者が予見不能な不可抗力事件に属するか否かについては、一面で人の予見能力において予見を決定するものの、他の面で予見性は人により異なり、従って、当事者の予見能力を基準とするのではなく、一般人の予見能力をもって、ある種の減少を予見することができるか否かを判断すべきである。相応の注意義務を果たしたことのみをもってなお予見することができない場合に限り、不可抗力の主観的要件を満たすことができ、当事者が予見できたけれども、過失その他の原因で予見しなかった場合には、不可抗力を構成しない。同時に、不可抗力事件の発生は、当事者の意思に左右されないものでなければならない、事件の発生が回避することができ、又は回避することはできないけれども克服することができる場合も、不可抗力を構成しない。」

上記は、不可抗力の①予見可能性、回避可能性、②外部性等を抽象的に判示するもので、特に異常な内容ではないのですが、当事者の意思が入る事由や克服可能な事由の不可抗力性を一般論として否定しています。

4 考察

前記のように、中国では、ストライキを含む争議権が法定されておらず、その法的正当性を検証することが困難な状況です。争議権行使が法的に正当であることから、直ちに使用者の取引先に対する契約上の責任が免除されるという関係にあるとはいえませんが、法人である企業と自然人である従業員との関係が、契約の主体—履行補助者に類似する関係があるとすれば、企業にとって履行補助者の正当な権利の行使により生じた契約不履行という結果については、その法的責任免除の法的な基礎があるともいえ、例えば不可抗力により契約不履行責任の免除の主張もなしうるようになると思われます。中国では、叶林の論考が企業内のストライキがその雇用条件に対する不満にある場合には使用者たる企業はこれに干渉することが可能であり、不可抗力の外部性という要件を満たさないと論じているように、ストライキの法的正当性の議論を避けて（むしろストライキには法的正当性がないことを前提として）不可抗力論が展開されています。

不可抗力も契約の一般法理から法的責任を論ずべきですから、本来は、企業の取引先に対する責任も、使用者と従業員との関係、従業員の行為の有責性、従業員行為と債務不履行行為との関係、使用者の従業員に対する干渉可能性等の様々な法的要素を法的に考察して結果生じた法的責任を議論すべきと思われるのですが、中国では、争議行為の正当性を基礎付ける法制がないために、こうした議論の基礎が不安定な状況にあるように思います。即ち、中国においては、企業内のストライキが原因となった債務不履行については、これを不可抗力として使用者たる企業の取引先に対する債務不履行責任の免除を基礎付ける議論が十分とはいえず、基本的には、これを否定的に考えておいた方が無難だと思えます。

では、取引先との契約中に、ストライキを不可抗力事由として明記することにより、上記の議論を排除し、債務者の契約不履行責任を免除することができるのでしょうか？この点も各種の議論があると思われ、画一的な解釈が困難な問題です。基本的には、私的自治及び契約自由の原則から、不可抗力事由を契約当事者がどのように定め、また、当該事由発生時にどのような法的効果、即ち、不可抗力遭遇当事者の責任の免除をどのように定めるかは当事者の意思によるということができます。しかし、契約自由の原則等も絶対的な法的コララーであるわけではなく、公平の原則、信義誠実（誠実信用）の原則、公序良俗の原則等による制約を受けます。例えば、約定した不可抗力に予見可能性、結果回避可能性又は克服可能性が法的観点から認められる場合には、当該不可抗力事由の合意及び責任免除合意の有効性、不可抗力遭遇当事者の事由発生にかかわる故意又はこれに類似する主観的行為がある場合の免責合意の有効性等が法的には問題となりえます。争議行為の法的正当性に関する明確な規範を有しない中国において、ストライキを不可抗力事由とし、使用者の責任を免除する合意の有効性をどの範囲で認めるのかは、簡単な議論ではありません。実務的には、取引契約中で、ストライキを不可抗力事由として明記し、この場合の債務者の免責を明確に定めて対応するほか他の選択がない状況にあるといえますが、この場合に、①発生したストライキが適法な行為か否かを問わないこと、②債務者が合理的に取りうる対応を取ったにもかかわらず債務不履行の結果が生じてしまったこと等、債務者の免責を基礎づける合理性を契約に明記しておく等の対応も検討に値すると思えます。

露木・赤澤法律事務所
弁護士 赤澤 義文
弁護士 丁 恒

CHINA WEEKLY

WEEKLY DIGEST

【経済】

◆1-6月の単位GDP当たりエネルギー消費量 0.09%増: 国家統計局は3日、今年1-6月の全国の単位GDP当たりエネルギー消費量を公表した。上半期のエネルギー消費量は前年同期比+11.20%、単位GDP当たりエネルギー消費量は同+0.09%となった。主なエネルギー消費産業における消費量は、石油・化学工業が+11.35%、非鉄金属業が+8.11%、電力業が+4.19%となっている。「第11次5カ年計画」で定められた、2010年末までに単位GDP当たりエネルギー消費量を2005年比で約20%削減するとの目標に対し、2006年から2009年までの削減率はそれぞれ▲2.74%、▲5.04%、▲5.20%、▲3.61%と、4年間で▲15.61%となっており、本年上半期が+0.09%であったことから、目標達成の為に、更なる省エネ・排出削減が求められる。8日、工業情報化部は削減策の一環として、18業種の遅れた生産能力を有する企業の淘汰リストを公表した。これにより、製鉄、セメント、製紙業等2,087社の生産設備が9月末迄に閉鎖されることとなる。

【産業】

◆国土資源部 1-6月の住宅用地の供給状況を発表: 国土資源部は本年1-6月の住宅用地供給状況を発表した。住宅用地は大幅に増加しており、総供給量は前年同期比で2.35倍の5.6万ヘクタールとなった。また、その内訳も改善し、保障性住宅等の低所得者層向けの住宅用地が4.2万ヘクタールと、1-6月の供給用地全体の75%を占めた。保障性住宅については以前より何度か関連政策が発表され、住宅用地の中でも優先的に確保されるよう計画されていたが、この度、前年同期比で2.33倍と大幅に増加し、その成果が顕著に現れた。国土資源部では、引き続き住宅用地に関する不動産市場のニーズを分析し、住宅建設に適した土地の供給を行わなくてはならないとしている。

【金融・為替】

◆「2010年第2四半期貨幣政策執行報告」: 人民銀行は5日、「2010年第2四半期貨幣政策執行報告」を発表した。2010年上半期の中国経済は、政府の予測した方向に向かっており、消費、投資、輸出による経済成長への牽引力が強まっているとし、今後は更に安定的、持続的な経済成長にシフトしていくと指摘した。一方、経済の先行きには不安定な要因も多く、マクロ経済調整は困難な局面に直面しているとするほか、インフレ期待管理を強化していくことも強調した。また、人民元貿易決済について、試行を開始した2009年7月から2010年6月末までの決済額は706.0億元に上り、うち、貨物輸出が65.3億元、貨物輸入が563.9億元、サービス貿易とその他の経常取引が76.8億元となったことを明らかにした。なお、香港とシンガポールでの人民元決済額が最も多く、全体の87.0%を占めているという。

◆外管局 ホットマネー流入への取締りを継続: 国家外貨管理局は先般、内モンゴルで開催された支局長会議で、2010年上半期の外貨管理業務を振り返るとともに、今後の外貨管理方針を示した。同局は、2010年以降ホットマネーに対する取締り活動を行い、合計4,400億米ドルのクロスボーダー資金取引を精査、違法取引197件を摘発したという。今後は外貨管理の理念と方式の転換を加速し、外貨管理改革を推進する方針を示した。具体的には、①輸出入照合制度改革を更に推進し、貿易の利便性を向上させる、②ホットマネー流入への取締り活動を徹底し、厳格な管理態勢を維持する、③データやシステムの整備を進め、統計のモニタリング等の管理を強化する、④リスクコントロール可能な範囲で、目的を絞った資本項目改革を推進する、⑤人民元為替制度の改革に伴い、外貨市場の取引種類を増やしていく、⑥外貨管理の透明度を向上させ、関連法規の整備、改善を行う等となっている。

人民元の動き

日付	USD			JPY (100JPY)			HKD	EUR	金利 (1wk)	上海A株 指数
	Open	Range	Close	前日比	Close	前日比				
2010.8.2	6.7731	6.7725~6.7750	6.7742	-0.0008	7.8072	-0.0434	0.8724	8.8500	0.0250	1,6400
2010.8.3	6.7720	6.7717~6.7743	6.7730	-0.0012	7.8738	0.0666	0.8726	8.9592	0.1092	1,6900
2010.8.4	6.7721	6.7721~6.7735	6.7722	-0.0008	7.9190	0.0452	0.8723	8.9481	-0.0111	1,6200
2010.8.5	6.7757	6.7711~6.7765	6.7719	-0.0003	7.8526	-0.0664	0.8722	8.9359	-0.0122	1,7000
2010.8.6	6.7717	6.7679~6.7788	6.7683	-0.0036	7.8663	0.0137	0.8718	8.9243	-0.0116	1,8000

RMB レビュー&アウトルック

先週の人民元相場は6.7731で寄り付き後、週初から週央にかけては6.77台前半から後半の狭いレンジで小動きとなったが、週末の6日には2005年7月の切り上げ後の最高値に迫る6.7679まで上昇し、結局6.7683で越えた。5日に中国人民銀行の傘下組織である銀行間市場交易商協会は、中国人民銀行が緩やかな金融緩和策の一環として、9月末までに預金準備率を引き下げるとの見解を示した。こうした中、今週発表される主要経済指標では、特に6月分がインフレ圧力の緩和を示す内容となった消費者物価指数の上昇率および、景気回復ペースの鈍化を示す内容となった鉱工業生産の動向が注目されよう。人民元の対米ドルでの上昇が限定的となる中、米ドルが対ユーロなどで軟化しており、名目実効相場で見ると人民元は下落している。通貨バスケットを参考とした管理フロー制の運用を重視するとすれば、中国経済への慎重な見方はあるが、今週の人民元相場は対米ドルで上昇する可能性があるだろう。(8月9日作成)

(市場営業部 為替営業推進グループ グローバル営業ライン)

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様自身でご判断下さいませう。宜しくお願ひ申し上げます。当資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作権物であり、著作権法により保護されています。